

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊交規第280号

平成31年4月12日

エスコートゾーンの設置指針について（通達）

見出しのことについては、別添「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第60号）のとおり運用することとしたので、各警察署にあっては、本指針に基づき視覚障害者の安全確保が必要と認められる箇所の整備上申に努められたい。

※ 警察庁通達「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。